港 湾 法 施 行 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 政 令 案 参 照 条 文

 \bigcirc 港 昭 +Ŧī. 年 法 律 第 百 +八

9 82第 含発規 「二へ ○ む及定こ7条定 略もびすの ~ の保る法へへ と全河律略略 しに川で `関の「 そす河開 のる川発 区工区保 域事域全 はをへ航 ` 必 以 路 政要下「 令と単と ですには 定る「 め航河港 る路川湾 。を区区 い域域 いー及 、とび そい河 のう川 構 。法 造。 の以昭 保外和 全の三 及水十 び域九 船に年 舶お法 のけ律 航る第 行船百 の舶六 安の十 全交七 の通号 たをし め確第 必保三 要す条 なる第 施た一 設め項

を開に

3 2 第

• 通 四 🤇 4 大開十禁 臣発三止 (の保条行 略許全の為 一可航八等 を路 受内へ けに略 なおし けい れて ば、 な水 ら域 なを ハエ 。作 物 \mathcal{O} 設 置 等 に ょ り 占 用 L 又 は 土 砂 を 採 取 L ょ う لح す る 者 は 玉 土 交

 \bigcirc 港 湾 法 施 行 令 昭 和 +六 年 政 令 兀

全

第 _ _ 条開 の発 二保 法 航 第路 条 第 八 項 に 規 定 す る 開 発 保 全 航 路 \mathcal{O} 区 域 は 別 表 第 \mathcal{O} と お ŋ す る